

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

○大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

平成23年8月9日

条例第16号

改正 平成24年6月25日条例第23号

平成25年3月21日条例第14号

平成25年12月25日条例第40号

平成27年3月20日条例第8号

平成28年3月28日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 雇用促進住宅の管理（第4条—第30条）

第3章 駐車場の管理（第31条—第38条）

第4章 補則（第39条—第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、勤労者の生活及び就業の安定を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、雇用促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）雇用促進住宅 第6条に規定する条件を具備する者の居住の用に供するため、市民に賃貸する住宅及びその附帯施設をいう。

（2）駐車場 雇用促進住宅の入居者の用に供するための駐車場をいう。

（3）勤労者 職業の種類を問わず、事業主に常時雇用されている者をいう。

（4）共同施設 集会所、児童遊園その他雇用促進住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

（5）収入 入居者及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当であると市長が認定した場合には、別に定める額）の合計額から同居親族1人につき12万円を控除した額を12で除した額をいう。

（6）同居親族 入居者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）をいう。

（7）共同施設管理組合 雇用促進住宅入居者で組織し、共同施設を維持管理する団体をいう。

（名称及び位置）

第3条 雇用促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

サンコーポラス大町 大町市社4682番地520

第2章 雇用促進住宅の管理

(入居者の公募)

第4条 雇用促進住宅の入居者は、市長が公募する。

2 前項に規定する公募に当たっては、市長は、雇用促進住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公告するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次条に規定する条件を具備する者で、次に掲げる事由に係るものについて公募を行わず、雇用促進住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定による都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(入居者の資格)

第6条 雇用促進住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1) 勤労者又は勤労者となることが見込まれる者

(2) 前号に規定する者と同居しようとする場合にあっては、同居親族であること。

(3) 前号の規定にかかわらず、入居者と同性の単身世帯の勤労者については、2人までに限り同居ができるものとする。

(4) 入居者及び前号に規定する入居者と同居する者のそれぞれの収入が、家賃の2倍に相当する額以上であること又は入居後3年以内に2倍に相当する額以上に達すると見込まれること。

(5) 国税、地方税等を滞納していない者であること。

(6) 共同施設管理組合に加入し、組合活動に参加できる者であること。

(7) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込み及び決定)

第7条 前条に規定する入居者の資格のある者で雇用促進住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから入居者を決定し、そ

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

の旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者の選考）

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき雇用促進住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を選考するものとする。

2 市長は、入居の申込みをした者が第5条の規定に該当する者である場合その他特別の事由により抽選により難しい場合は、前項の抽選によらないで入居者を決定することができる。

（入居補欠者）

第9条 市長は、前条の規定により入居者を決定する場合は、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が雇用促進住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。

（住宅入居の手続）

第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

（1）入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

（2）第20条に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に規定する期間内に入居の手続をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に当該手続をしなければならない。

3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を通知するものとする。

5 入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（定期使用許可）

第11条 市長は、入居決定者に対して、期間を定めて雇用促進住宅の使用を許可（以下「定期使用許可」という。）するものとする。

2 入居者は、その期間が満了するときまでに当該雇用促進住宅を明け渡さなければならない。

（定期使用許可を受けた者の入居の申込み）

第12条 前条第1項の規定により定期使用許可を受けた者のうち第6条に規定する入居者の資格のある者は、第30条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、定期使用許可の期間が満了する6月前から第7条に規定する入居の申込みを行うことができるものとする。

（同居の承認）

第13条 入居者は、雇用促進住宅への入居の際に同居を認められた者以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

(同居者の異動報告)

第14条 入居者は、雇用促進住宅への入居の際に同居を認められた者又は前条の規定により同居の承認を得た者が、当該雇用促進住宅から転居するときは、市長に報告しなければならない。

(入居の承継)

第15条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き居住を希望するときは、同居していた者は、承継の理由となるべき事実発生後14日以内に市長の承認を得なければならない。

2 市長は、第6条第3号の規定により同居する世帯が前項に規定する入居の承継の承認をするときは、同条第4号に規定する入居の資格のある者に限り、承認するものとする。

(家賃)

第16条 雇用促進住宅の毎月の家賃は、別表第1のとおりとする。

2 第13条に規定する同居の承認により別表第1に規定する世帯形態が変更になる場合は、同居の承認日又は同居の事実が発生した日のいずれか早い日の属する月の翌月から変更後の世帯形態による家賃とする。

3 第14条に規定する同居者の異動により別表第1に規定する世帯形態が変更になる場合は、異動の報告のあった日の属する月の翌月から変更後の世帯形態による家賃とする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 市長は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、入居者が納付すべき家賃を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(1) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(2) その他前号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第10条第4項に規定する入居可能日から当該入居者が雇用促進住宅を明け渡した日までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月に当たるときは、これらの日の翌日又は28日（28日が日曜日又は土曜日に当たるときは、26日又は27日）をもってその期限とみなす。

3 入居者が新たに雇用促進住宅に入居した場合又は雇用促進住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割により算定した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 入居者が第29条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

第19条 削除

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

において敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が雇用促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 敷金には、利子を付けない。

(修繕費用の負担)

第21条 雇用促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の料金

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用、維持及び管理に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の雇用促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、雇用促進住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、雇用促進住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第24条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第25条 入居者が雇用促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第26条 入居者は、雇用促進住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第27条 入居者は、雇用促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該雇用促進住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第28条 入居者は、雇用促進住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、模様替えについて原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該雇用促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項に規定する承認を得ずに雇用促進住宅を模様替えし、又は増築したときは、

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査)

第29条 入居者は、雇用促進住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前条第1項ただし書の規定により雇用促進住宅を模様替えしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、雇用促進住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該雇用促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上雇用促進住宅を使用しないとき。

(5) 第13条、第15条第1項及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により雇用促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該雇用促進住宅を明け渡さなければならない。

第3章 駐車場の管理

(使用者の資格)

第31条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 雇用促進住宅の入居者又は当該入居者の同居者であること。

(2) 入居者又は当該入居者の同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 駐車場の使用料を支払うことができること。

(4) 前条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(使用の許可)

第32条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の決定)

第33条 市長は、駐車場の使用の許可を決定した場合は、当該許可を受ける者(以下「使用決定者」という。)に対して通知するものとする。

2 市長は、駐車場を使用しようとする者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合は、公正な方法により、当該駐車場の使用決定者を選考するものとする。ただし、駐車場を使用しようとする者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、その者に優先的に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第34条 使用決定者は、前条第1項の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
- (2) 第36条に定める保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、駐車場の使用決定者が前2項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して、速やかに駐車場の使用開始日を通知するものとする。
- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から14日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第35条 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

(保証金)

第36条 市長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収するものとする。

- 2 第20条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「雇用促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第37条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 第31条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上及び管理上必要と認めるとき。
- 2 前項の規定については、第30条第2項の規定を準用する。この場合において、同条中「雇用促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(準用)

第38条 駐車場の使用については、第31条から前条までに定めるもののほか、第18条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第29条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「雇用促進住宅」とあるのは「駐車場」と、第18条第1項中「第10条第4項に規定する入居可能日」とあるのは「駐車場の使用開始日」と、同条第4項中「第29条」とあるのは「第38条の規定により読み替えられた第29条第1項」と、第27条中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

第4章 補則

(立入検査)

第39条 市長は、雇用促進住宅の管理上必要があると認めるときは、大町市営住宅条例（平成9年条例第23号）第3条に規定する住宅監理員若しくは市長の指定した者に雇用促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協力依頼)

第40条 市長は、この条例の規定に基づき、雇用促進住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は雇用促進住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、それらの者に関する情報の提供をし、又は提供を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第42条 市長は、入居者が詐欺その他不正な行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(継続入居者の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）との間で機構が設置した雇用促進住宅大町宿舎に係る雇用促進住宅貸与契約（良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（平成11年法律第153号）附則第2条に規定する賃貸借契約をいう。）又は雇用促進住宅定期貸与契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による契約をいう。）（以下「旧契約」という。）を締結し、現に入居している者のうち、施行日以後継続して大町市雇用促進住宅に入居しようとする者（以下「継続入居者」という。）については、第7条第2項の入居決定者とみなす。

3 第16条第1項に規定する家賃の額が旧契約に基づく家賃の額を超える場合の継続入居者の家賃の額については、同条の規定にかかわらず、旧契約に基づく期間が満了するまでの間は、旧契約に基づく家賃の額とする。

4 継続入居者の敷金の額については、第20条第1項の規定にかかわらず、旧契約に基づく敷金の額とし、機構との間で締結した旧契約に基づき、既に敷金の支払いが行われている場合は、同条の規定により敷金の支払いが行われたものとみなす。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例

(準備行為)

- 5 施行日以後の入居に係る入居者の公募、決定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成24年6月25日条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第40号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の入居者の資格及び入居に係る家賃の額（以下この項において「入居者の資格等」という。）から適用し、同日前の入居者の資格等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第16条関係)

| 階別 | 世帯形態 | 家賃額 |
|--------|----------------------|---------|
| 1階及び2階 | 親族のみで構成する世帯 | 35,800円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者1人の場合 | 39,300円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者2人の場合 | 42,900円 |
| 3階 | 親族のみで構成する世帯 | 34,000円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者1人の場合 | 37,400円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者2人の場合 | 40,800円 |
| 4階 | 親族のみで構成する世帯 | 32,200円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者1人の場合 | 35,400円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者2人の場合 | 38,600円 |
| 5階 | 親族のみで構成する世帯 | 28,600円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者1人の場合 | 31,500円 |
| | 第6条第3号の規定による同居者2人の場合 | 34,300円 |

別表第2 (第35条関係)

| | |
|-------------|--------|
| 1台当たりの月額使用料 | 2,500円 |
|-------------|--------|

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

○大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年8月9日

規則第19号

改正 平成24年6月25日規則第19号

平成25年3月21日規則第10号

令和2年3月27日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例（平成23年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定により大町市雇用促進住宅（以下「雇用促進住宅」という。）に入居しようとする者（以下「入居希望者」という。）は、雇用促進住宅入居申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 所得証明書又は収入を証する書類（雇用期間が1年未満の勤労者又は事業主に雇用されることが見込まれる者にあつては雇用状況を証明する書類）

(3) 国税及び地方税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第6条第2号に規定する入居希望者と同居しようとする親族及び同条第3号に規定する入居希望者と同居しようとする者は、前項各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(入居の手続等)

第3条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、定期使用許可用請書（様式第2号）によるものとし、次に掲げる書類（連帯保証人が次項に規定する事業主である場合は、第1号及び第2号を除く。）を添付しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 連帯保証人の収入状況を証明する書類

(3) 連帯保証人確約書（様式第3号）

2 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人は、雇用促進住宅の入居決定者（以下「入居決定者」という。）が勤務する事業主又は次の各号に掲げる条件を具備する者とする。

(1) 入居決定者と同等以上の収入を有すること。

(2) 未成年者でないこと。

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

3 連帯保証人の極度額は、入居時における家賃月額額の20月分とする。

4 雇用促進住宅の入居者は、連帯保証人が第2項に掲げる条件を具備する者でなくなったとき、又は連帯保証人を変更するときは、速やかに連帯保証人変更届（様式第4号）に第1項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(定期使用許可に係る期間)

第4条 条例第11条第1項に規定する使用を許可する期間は、入居可能日から5年

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

とする。

(定期使用許可書の交付)

第5条 条例第11条第1項に規定する許可（以下「定期使用許可」という。）は、雇用促進住宅定期使用許可書（様式第5号）により行うものとする。

(定期使用許可に関する説明)

第6条 市長は、定期使用許可をする場合において、定期使用許可に関する説明書（様式第6号）を交付することにより説明を行うものとする。

(定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明)

第7条 前条の規定により説明を受けた入居決定者は、定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明書（様式第7号）を提出しなければならない。

(定期使用許可期間満了の通知)

第8条 市長は、定期使用許可の期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、定期使用許可期間満了通知書（様式第8号）により、入居者に対して期間の満了により定期使用許可が効力を失う旨の通知を行うものとする。

(引き続き使用許可をする場合の使用期間)

第9条 条例第12条に規定する入居の申込みをした者について、引き続き定期使用許可をする場合は、当該使用期間を5年とする。

(入居者又は同居者の異動届)

第10条 入居者又は同居者に、出生、死亡、婚姻、勤務先変更等の異動があった場合は、直ちに、雇用促進住宅入居者等異動届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(同居の手続)

第11条 条例第13条に規定する同居の承認を得ようとする者は、雇用促進住宅同居承認申請書（様式第10号）に、第2条に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、雇用促進住宅同居承認・不承認決定書（様式第11号）によりその許否を通知するものとする。

(入居の承継)

第12条 条例第15条第1項に規定する入居の承継の承認を得ようとする者は、雇用促進住宅入居承継承認申請書（様式第12号）に定期使用許可用請書及び第3条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、雇用促進住宅入居承継承認・不承認決定書（様式第13号）によりその許否を通知するものとする。

(家賃の減免等の手続)

第13条 条例第17条に規定する家賃の減額、免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、雇用促進住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第14号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、別表に掲げる基準によりその適否を決定し、雇用促進住宅家賃減免（徴収猶予）承認・不承認決定書（様式第15号）によりその許否を通知するものとする。

3 家賃の減額、免除又は徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(一時不使用届出)

第14条 条例第25条に規定する届出は、雇用促進住宅一時不使用届(様式第16号)により、使用しないこととなる日前3日までに行なわなければならない。

(模様替えの承認)

第15条 条例第28条第1項ただし書に規定する模様替えの承認は、次に掲げる要件を満たす場合に限るものとし、入居者が当該承認を得ようとするときは、雇用促進住宅模様替え承認申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(1) 雇用促進住宅を損傷しない程度のもので居住上必要やむを得ないと認められるものであること。

(2) 近隣の居住者に特に支障を与えるおそれがなく、かつ、雇用促進住宅の美観を損なわないものであること。

(3) 原状回復又は撤去が容易なものであること。

(4) 雇用促進住宅を明け渡す際、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、雇用促進住宅模様替え承認・不承認決定書(様式第18号)によりその許否を通知するものとする。

(住宅の明渡し届)

第16条 条例第29条第1項に規定する届出は、雇用促進住宅返還届(様式第19号)により行うものとする。

(住宅の明渡請求)

第17条 条例第30条第1項に規定する明渡請求は、雇用促進住宅明渡請求書(様式第20号)により行うものとする。

(駐車場の使用の申請)

第18条 条例第32条に規定する駐車場の使用の許可を受けようとする者は、雇用促進住宅駐車場使用許可申請書(様式第21号)に自動車検査証の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(駐車場使用許可決定通知書)

第19条 条例第33条に規定する駐車場の使用の許可を受けた者(以下「使用決定者」という。)への通知は、雇用促進住宅駐車場使用許可決定通知書(様式第22号)により行うものとする。

(使用の手続等)

第20条 条例第34条第1項第1号に規定する所定の書類は、雇用促進住宅駐車場使用請書(様式第23号)とする。

2 駐車場使用に係る連帯保証人の極度額は、使用開始時における駐車場使用料の20月分とする。

(駐車場の使用の変更届)

第21条 駐車場の使用決定者は、当該駐車場の使用について変更があったときは、遅滞なく雇用促進住宅駐車場使用変更届出書(様式第24号)に自動車検査証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(駐車場使用許可の取消し等)

第22条 市長は、条例第37条第1項に規定する駐車場の使用の許可を取消し、又

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

は明渡を請求するときは、雇用促進住宅駐車場使用許可取消通知兼明渡請求書（様式第25号）により当該駐車場使用者に通知するものとする。

（駐車場の使用への準用）

第23条 第12条及び第16条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「駐車場の使用」と、「雇用促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「居住」とあるのは「使用」と、第12条中「条例第15条第1項」とあるのは「第23条の規定により読み替えられた条例第15条第1項」と、「雇用促進住宅入居承継申請書（様式第12号）」とあるのは「雇用促進住宅駐車場使用承継承認申請書（様式第26号）」と、「定期使用許可用請書」とあるのは「雇用促進住宅駐車場使用請書」と、「雇用促進住宅入居承継承認・不承認決定書（様式第13号）」とあるのは「雇用促進住宅駐車場使用承継承認・不承認決定書（様式第27号）」と、第16条中「条例第29条第1項」とあるのは「第23条の規定により読み替えられた条例第29条第1項」と、「雇用促進住宅返還届（様式第19号）」とあるのは「雇用促進住宅駐車場返還届（様式第28号）」と読み替えるものとする。

（委任）

第24条 この規則の定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の入居決定及び駐車場の使用の決定に係る手続について適用し、同日前の入居決定及び駐車場の使用の決定に係る手続については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

1 減免の基準

| 区分 | 減免すべき場合 | 減免すべき額及び期間 | |
|--------------|--|---------------|---------------------|
| | | 減免額 | 減免期間 |
| 条例第17条第1号の場合 | 入居者の収入額（同居親族等の収入額を含む。）の合計から災害により直接受けた損害額で市長が認める額を控除し | 家賃額に2分の1を乗じた額 | 同一会計年度内で市長が相当と認める期間 |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

| | | |
|---|--|--|
| た額が生活保護法（昭和 25年法律第144号） に基づく保護の基準以 下の収入になったとき。 | | |
|---|--|--|

備考 減免額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

2 徴収猶予の基準

市長は、入居者が減免の基準に準ずる場合において、家賃の納入が一時的に困難であると認めるときは、市長が認める範囲で徴収猶予の期間を定める。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条関係）

雇用促進住宅入居申込書

年 月 日

（あて先）大町市長

申込者氏名

㊦

下記のとおり雇用促進住宅への入居を申し込みます。

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、入居の決定がされず、又は取り消されても異議を申し立てません。入居後に判明した場合に於ては、速やかに雇用促進住宅を明け渡すことを誓約します。

| | | | | | | | |
|------------|---|--|---------|------------------------------|------------------------|----------|----------------------|
| 住宅番号 | | | | | | | |
| 現住所 | 郵便番号() | | | | 自宅電話 | () | |
| | | | | | 携帯電話 | () | |
| | フリガナ氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 職業 | 勤務先 |
| 名義人 | | | | | | | 給与所得額(円) 給与収入額(円) |
| 同居者 | | | | | | | _____ |
| | | | | | | | _____ |
| | | | | | | | _____ |
| | | | | | | | _____ |
| 名義人の勤務先の状況 | 事業所の名称 | | | | 事業所に勤務した日 又は勤務開始予定日 | 年 月 日 | |
| | 事業所の所在地 | 郵便番号() | | | 電話 | () | |
| | 雇用形態 | 常用・臨時 | 雇用契約の期間 | イ 期間の定めなし ロ 期間の定めあり(期間 月) | イ 期間の変更あり ロ 期間の変更なし | | |
| 現住状況 | 住宅の種類 | 1 持家(自己所有) 2 親族と同居(親等) 3 公営・公団住宅 4 社宅・寮 5 民間借家・アパート 6 その他() | | | | | |
| | 住宅の広さ | ㎡ (坪) | | 家賃(月額) | 円 | | |
| 事業主証明欄 | 上記の申込者(名義人)及び同居者については、上記勤務先等欄に記載のとおり相違ないことを証明します。 | | | | | | |
| | | | | | | | 年 月 日 |
| | (事業所の所在地) | | | | | | |
| | (事業所の名称) | | | | | | |
| | (事業主役職名及び氏名) | | | | | | ㊦ |
| | (法人企業の場合は代表者印、個人事業の場合は個人の登録印) | | | | | | |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第2号（第3条関係）

定期使用許可申請書

| | |
|--------|--|
| 住宅番号 | 号 |
| 許可年月日 | |
| 使用許可期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |
| 家賃 | 月額 円 ただし、同居の承認、同居者の異動により家賃が変更になるときは、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例第16条の規定により、変更後の家賃を支払います。 |

私は、このたび上記住宅の使用許可を受けましたが、下記の条件を固く守り、住宅を正常な状態で使用し、及び管理します。

また、万一入居者に違反行為があった場合には、連帯保証人において一切の責任を負います。

遵守事項

- (1) 入居者が何らかの事情により家賃を滞納した場合は、連帯保証人は、入居者に対する督促に協力するとともに、本人から納入がないときには、代わりに納入します。
- (2) 入居者が市に無断で退去した場合等は、連帯保証人が入居者の代わりに住宅の修繕等を実施するほか、置去品等について責任をもって引き取ります。
- (3) 入居者の責により市に生じた損害を入居者が賠償しない場合は、連帯保証人が入居者の代わりに賠償します。
- (4) 連帯保証人としての責務を継続することが不可能となった場合は、入居者は、速やかに連帯保証人を定めて届け出ます。
- (5) 給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の通常の使用及び収益によって生じた汚濁、損耗並びに経年劣化の原状回復に要する費用負担の義務を履行します（畳の表替え、破損ガラスの取替、ふすま紙の張替え、壁の塗替え、壁紙の張替え等の軽微な修繕を含む。）。
- (6) 法令、条例、規則及びそれらに基づく市長の指示等を固く遵守します。

年 月 日

(あて先) 大町市長

| | | | | |
|-------|------|--------|-----------|-----------|
| 入居名義人 | 住所 | 〒 | | |
| | 氏名 | 印 | | |
| | 電話番号 | 自宅 () | 携帯 | () |
| | 勤務先 | | | 勤務先電話 () |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 連帯保証人 | 住所 | 〒 | | |
| | 氏名 | 印 | | |
| | 電話番号 | 自宅 () | 携帯 | () |
| | 勤務先 | | | 勤務先電話 () |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 入居名義人との関係 | |
| | 極度額 | 円 | | |

注1 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書を添付してください。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第3号（第3条関係）

連 帯 保 証 人 確 約 書

年 月 日

（あて先）大町市長

連帯保証人

印

私は、住宅 第 号棟 号室に入居する の連帯保証人として、
次の事項につき責務を負うことを確約します。

- 1 入居者が何らかの事情により家賃を滞納した場合は、市の入居者に対する督促に協力するとともに、本人から納入がないときには、代わりに納入します。
- 2 入居者が市に無断で退去した場合は、入居者の代わりに住宅の修繕等を実施するほか、置去品等については責任をもって引き取ります。
- 3 入居者が大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例及び大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則に違反し、市又は近隣の居住者に著しく迷惑をかけた場合は、必要に応じ市と協力のうえ、解決を図るとともに、損害が生じた場合は、その補償を行います。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第4号（第3条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

(あて先)大町市長

住宅 号室
入居者 印

年 月 日付 指令第 号で使用許可を受けた 住宅 号
に係る連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

| | | | | |
|--------------|------|--------|-----------|--|
| 変更前 連帯保証人 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| 変更後 連帯保証人 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | Ⓜ | | |
| | 電話番号 | 自宅 () | 携帯 () | |
| | 勤務先 | | 勤務先電話 () | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 入居名義人との関係 | |

添付書類

- 1 変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 変更後の連帯保証人の収入状況を証明する書類
- 3 変更後の連帯保証人の確約書

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第5号（第5条関係）

雇用促進住宅定期使用許可書

指令第 号
年 月 日

様

大町市長 印

次のとおり住宅の使用を許可します。

| | | | |
|----------------------|---|----|-------|
| 所在地 | 大町市 | | |
| 住宅番号 | 号 | | |
| 使用許可期間 | 年 月 日 から 年 月 日 | | |
| 家賃 | 月額 | 円 | |
| 入居の手続 | 年 月 日までに定期使用許可申請書を提出してください。 | | |
| 入居可能日 | 年 月 日 ※家賃の起算日となります。 | | |
| 入居指定期間 | 年 月 日 から 年 月 日までの間に 入居してください。 | | |
| 使用許可の 取消し | (1) 入居申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。 (2) 入居指定期間内に入居手続をしないとき。 (3) 入居指定期間内に入居しないとき。 | | |
| 入居決定 名義人 及び同居者 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 |
| | 本人 | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第6号（第6条関係）

定期使用許可に関する説明書

第 号
年 月 日

様

大町市長

印

下記の住宅の使用を許可するに当たり、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。

記

| | |
|--------|--|
| 説明事項 | (1) 下記の住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われます。 (2) 期間が満了するときまでに下記住宅を明け渡さなければなりません。 |
| 所在地 | 大町市 |
| 住宅番号 | 号 |
| 使用許可期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第7号（第7条関係）

定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明書

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
入居者氏名 印
電 話 ()

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項につき同規則第7条の規定により説明を受けたことを証明します。

記

| | |
|--------|--|
| 説明事項 | (1) 下記の住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われること。 (2) 期間が満了するときまでに下記住宅を明け渡さなければならないこと。 |
| 所在地 | 大町市 |
| 住宅番号 | 号 |
| 使用許可期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第8号（第8条関係）

定期使用許可期間満了通知書

第 号
年 月 日

様

大町市長

印

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定により次のとおり通知します。
下記の住宅については、 年 月 日に期間の満了により許可の効力が失われますので、
期間が満了するときまでに住宅を明け渡してください。

記

| | |
|--------|----------------|
| 所在地 | 大町市 |
| 住宅番号 | 号 |
| 使用許可期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第9号（第10条関係）

雇用促進住宅入居者等異動届

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室

入居者氏名 印

電 話 ()

入居者又は同居者に異動がありましたので届け出ます。

| | | | | | |
|-------------|--------------|------|--------------------|-----------------|-------|
| 所 在 地 | 大町市 | | | | |
| 住 宅 番 号 | 号 | | | | |
| 現 世 帯 人 員 | 人 | | 異 動 後 の 世 帯 人 員 | 人 | |
| 異動者氏名 | 入居者との 続 柄 | 生年月日 | 性別 | 異動区分 | 移転先住所 |
| | | | | 出生・死亡 転出・その他 | |
| | | | | 出生・死亡 転出・その他 | |
| | | | | 出生・死亡 転出・その他 | |
| 異 動 年 月 日 | 年 月 日 | | | | |
| そ の 他 の 理 由 | | | | | |

注1 次の書類を添付してください。

- (1) 出生の場合 出生した子の住民票の抄本か母子手帳のコピー
- (2) 死亡の場合 死亡した人の住民票の除票か戸籍謄本
- (3) 転出の場合 転出した人の住民票の除票か転出先の住民票（雇用促進住宅から転出したもの）

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第10号（第11条関係）

雇用促進住宅同居承認申請書

年 月 日

(あて先)大町市長

住宅 号室

入居者氏名 印

電 話 ()

次のとおり雇用促進住宅に同居させたいので承認してください。

この申請書の記載内容が事実と相違ないこと及び同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことを誓約します。

同居させようとする者が暴力団員であることが判明した場合は、同居の承認がされず、又は取り消されても異議を申しません。入居後に判明した場合にあっては、速やかに雇用促進住宅を明け渡すことを誓約します。

また、同居させようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関へ照会がなされることに同意します。

| | | | | | | |
|---------------|------------------|----|------|----|-----|-----|
| 所在地 | 大町市 | | | | | |
| 住宅番号 | 号 | | | | | |
| 同居させようとする者の氏名 | 入居者義人との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 現住所 | 勤務先 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 同居させようとする理由 | | | | | | |
| 同居の期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | | | | |

※親族以外の者が同居しようとするときは、事業主の雇用証明を受けてください。

(入居者と同一の事業主に雇用される単身世帯で、入居者と同性でなければ同居できません。)

| | | |
|--------|------------------------------------|-------|
| 事業主証明欄 | 上記の同居しようとする者は、当事業所の雇用者であることを証明します。 | 年 月 日 |
| | (事業所の所在地) | |
| | (事業所の名称) | |
| | (事業主役職名及び氏名) | 印 |

(法人企業の場合は代表者印、個人事業の場合は個人の登録印)

添付書類

- (1) 同居させようとする者の住民票の写し、所得証明書並びに国税及び地方税の納税証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第11号（第11条関係）

雇用促進住宅同居承認・不承認決定書

第 号
年 月 日

様

大町市長 印

年 月 日付の雇用促進住宅同居承認申請について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり同居を承認します。

| | | | | | | |
|-------------|---|----|------|----|-----|-----|
| 所在地 | 大町市 | | | | | |
| 住宅番号 | 号 | | | | | |
| 同居を承認する者の氏名 | 入居名義人との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 前住所 | 勤務先 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 同居の期間 | 年 月 日から | | | | | |
| 条件等 | 1 承認を与えた者以外の者を同居させないこと。 2 入居者が退去するときは同居者も退去すること。 | | | | | |

2 次の者の同居は認められません。

| | | | | | |
|-------------|-----------|----|------|----|----|
| 同居を認めない者の氏名 | 入居名義人との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 理由 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第12号（第12条関係）

雇用促進住宅入居承継承認申請書

年 月 日

(あて先)大町市長

住宅 号室

承継人氏名 印

電 話 ()

次のとおり雇用促進住宅の入居の権利の承継を承認してください。

この申請書の記載内容が事実と相違ないこと及び申請者(同居しようとする者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことを誓約します。

申請者が暴力団員であることが判明した場合は、入居の権利の承継の承認がされず、又は取り消されても異議を申しません。当該承認後に判明した場合にあっては、速やかに雇用促進住宅を明け渡すことを誓約します。

また、申請者が暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関へ照会がなされることに同意します。

| | | | | | | |
|---------------|---------|--------------|----|---------|----|-------|
| 承継したい 住 宅 | 所 在 地 | 大町市 | | | | |
| | 住 宅 番 号 | 号 | | | | |
| 使用許可期間 | | 年 月 日から | | 年 月 日まで | | |
| | 氏 名 | 現入居者 との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 勤 務 先 |
| 現入居者 | | 本人 | | | | |
| 承継しよう とする者 | | | | | | |
| 同 居 者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 承継理由 | | | | | | |

添付書類

- 1 定期使用許可申請書
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3 連帯保証人の収入状況を証明する書類
- 4 連帯保証人の確約書

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第13号（第12条、第23条関係）

雇用促進住宅入居承継承認・不承認決定書

第 号
年 月 日

様

大町市長 印

年 月 日付の雇用促進住宅入居承継承認申請について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり雇用促進住宅の承継を承認します。

| | | | | | | |
|-----------|----------------------------|----------|----|------|----|-----|
| 承継を承認した住宅 | 所在地 | 大町市 | | | | |
| | 住宅番号 | 号 | | | | |
| 使用許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| | 氏名 | 現入居者との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 勤務先 |
| 新入居者 | | | | | | |
| 同居者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 手続期間 | 年 月 日まで定期使用許可申請書を提出してください。 | | | | | |
| 条件等 | | | | | | |

2 申請の雇用促進住宅の承継は認められません。

| | |
|----|--|
| 理由 | |
|----|--|

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第14号（第13条関係）

雇用促進住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
入居者氏名 印
電 話 ()

次のとおり家賃について減免（徴収猶予）をしてください。

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 所 在 地 | 大町市 |
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 使 用 許 可 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 現 在 の 家 賃 額 | 円 |
| 減免（徴収猶予）を 受 け たい 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 減免（徴収猶予）を 受 け たい 理 由 | |

添付書類

- 1 入居者及び同居者の収入状況を証明する書類
- 2 罹災証明書
- 3 災害により直接受けた損害額を証する書類

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第15号（第13条関係）

雇用促進住宅家賃減免（徴収猶予）承認・不承認決定書

第 号
年 月 日

様

大町市長 印

年 月 日付の雇用促進住宅家賃減免（徴収猶予）申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおりあなたの家賃を減免（徴収猶予）します。

| | |
|------------|--|
| 所在地 | 大町市 |
| 住宅番号 | 号 |
| 使用許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 現在の家賃額 | 円 |
| 減免金額 | 円 |
| 減免後の家賃 | 円 |
| 減免（徴収猶予）期間 | 年 月分から 年 月分まで |
| 承認条件 | <p>下記の事項のいずれかに該当するときは、減免（徴収猶予）を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書に事実と異なる記載があったとき。 2 大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例第30条に規定する住宅の明渡請求の対象となる行為を行ったとき。 3 大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第13条第3項に規定する原因消滅等の届出を怠ったとき。 |

2 減免は認められません。

| | |
|----|--|
| 理由 | |
|----|--|

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第16号（第14条関係）

雇用促進住宅一時不使用届

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
入居者氏名 印
電 話 ()

次のとおり入居中の雇用促進住宅を一時使用しませんので届け出ます。

| | |
|---------|----------------------|
| 所 在 地 | 大町市 |
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 使用しない期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） |
| 使用しない理由 | |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第17号（第15条関係）

雇用促進住宅模様替え承認申請書

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
入居者氏名 印
電 話 ()

次のとおり雇用促進住宅を模様替えしたいので承認してください。

なお、雇用促進住宅を明け渡すときは、自費で原状回復又は撤去をいたします。

| | |
|----------------|-----------------|
| 所 在 地 | 大町市 |
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 模様替えの理由 | |
| 模様替えの概要 | |
| 模様替えに 要する費用 | 円 |
| 模様替え施工期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第18号（第15条関係）

雇用促進住宅模様替え承認・不承認決定書

第 号
年 月 日

様

大町市長 印

年 月 日付の雇用促進住宅模様替え申請について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり模様替えを承認します。

| | |
|----------|--|
| 所在地 | 大町市 |
| 住宅番号 | 号 |
| 模様替えの理由 | |
| 模様替えの概要 | |
| 模様替え施工期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 承認条件 | 1 承認した内容とおり施工すること。 2 模様替えにより雇用促進住宅を損傷しないこと。 3 模様替えにより近隣の居住者に支障を与えないこと。 4 雇用促進住宅の明渡しの際は自費で原状に復すること。 5 施工完了の際には、市へ報告し検査を受けること。 |

2 模様替えは認められません。

| | |
|----|--|
| 理由 | |
|----|--|

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第19号（第16条、第23条関係）

雇 用 促 進 住 宅 返 還 届

年 月 日

(あて先) 大町市長

返還者氏名 印

次のとおり雇用促進住宅を返還します。

| | | | |
|-----------|-------------|-------------|------|
| 所在地 | 大町市 | | |
| 住宅番号 | 号 | | |
| 入居名義人 | | | |
| 返還年月日 | | | |
| 立会検査の連絡先 | 1 勤務先名 | 電話 | () |
| | 2 自宅 | 電話 | () |
| | 3 その他 | 電話 | () |
| 移 転 先 | 〒 | 電話 | () |
| 返 還 理 由 | 1 使用期間満了 | 2 住宅の新築又は購入 | 3 転勤 |
| | 4 他の賃貸住宅に入居 | 5 その他 () | |
| 敷 金 還 付 先 | 金融機関名 | 支店名 | |
| | 普・当 口座番号 | 口座名義人 | |

| | 種別 | 精算等状況 | 事業所等確認欄 |
|---------------------------|-----|-------------|---------|
| 公 共 的 料 金 の 精 算 状 況 | 電 気 | 届出・精算 年 月 日 | ㊦ |
| | ガ ス | 届出・精算 年 月 日 | ㊦ |
| | 水 道 | 届出・精算 年 月 日 | ㊦ |
| | 共益費 | 届出・精算 年 月 日 | ㊦ |

※以下は記入しないでください。

| | | |
|-------------|-----|---------------------------------------|
| 家 賃 納 入 状 況 | 納入済 | 年 月分まで 年 月 日納入 |
| | 未 納 | 年 月分から 年 月分まで 円 未納金の納入(予定)期日 年 月 日 |

- (注) 1 この届は、雇用促進住宅の明渡しの5日前までに届け出してください。
 2 住宅の返還の日までに、模様替え箇所の原状回復を行ってください。
 3 入居者負担の退去修繕の箇所は、立会いのときに指示しますから、修繕はそれ以降に行ってください。
 4 住宅の返還日までに公共料金や共益費を精算してください。ただし、自ら施工業者に依頼し修繕を行うときの電気、水道の精算は、退去修繕後に行ってください。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第20号（第17条関係）

雇用促進住宅明渡請求書

第 号
年 月 日

様

大町市長

印

あなたは、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例第30条第1項第 号に該当
しますので、同条の規定により雇用促進住宅の明渡しを請求します。

- 1 明渡しを請求する住宅番号 号
- 2 明 渡 請 求 日 年 月 日
- 3 明 渡 請 求 の 理 由

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第21号（第18条関係）

雇用促進住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
 使用名義人 印
 電 話 ()

下記のとおり駐車場を使用したいので申請します。

なお、申請書に虚偽の記載があるときは、使用許可を取り消されても異議はありません。

| | |
|-------------------------|---|
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 住宅の入居名義人 (駐車場の使用名義人) | |
| 使 用 を 希 望 す る 駐 車 場 | |

| 区 分 | 自動車1 | 自動車2 | 自動車3 |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 使用を希望する区画 | | | |
| 駐車場使用者氏名 | | | |
| 住宅の入居名義人 と使用者との関係 | | | |
| 自動車 | 登 録 番 号 | | |
| | 車 名 | | |
| | 排 気 量 | | |
| 使用開始希望日 | 年 月 日から | 年 月 日から | 年 月 日から |

添付書類 自動車検査証の写し

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第22号（第19条関係）

雇用促進住宅駐車場使用許可決定通知書

第 号
年 月 日
様

大町市長 印

年 月 日付で申請のあった駐車場の使用について、下記のとおり決定
します。

| | |
|-------------------------|---|
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 住宅の入居名義人 (駐車場の使用名義人) | |
| 使用を許可する駐車場 | |

| 区 分 | 自動車1 | 自動車2 | 自動車3 |
|-------------------|--|---------------------------|---------------------------|
| 使用を許可する区画 | | | |
| 駐車場使用者氏名 | | | |
| 使用名義人と 使用者との関係 | | | |
| 自動車 | 登録番号 | | |
| | 車 名 | | |
| | 排 気 量 | | |
| 使用可能日 | 年 月 日から ※使用料の起算日となります。 | 年 月 日から ※使用料の起算日となります。 | 年 月 日から ※使用料の起算日となります。 |
| 駐車場使用料 | 月額 円 | 月額 円 | 月額 円 |
| 許 可 条 件 | 1 駐車場及び雇用促進住宅敷地内で発生した天災、火災、盗難、衝突、接触その他事故に伴う自動車等の損害は、使用者の責任において処理すること。 2 駐車自動車等に変更があったときは、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第21条の規定により、遅滞なく雇用促進住宅駐車場使用変更届出書を市長に提出すること。 3 大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例第37条に規定する使用者の資格を失ったときは、遅滞なく駐車場を返還すること。 | | |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第23号（第20条関係）

雇用促進住宅駐車場使用請書

| | | | |
|-------|---------------|-----|-----|
| 区画番号 | 番区画 | 番区画 | 番区画 |
| 使用区画数 | 箇所 | | |
| 使用料 | 1区画当り 月額 円 | | |

上記のとおり雇用促進住宅駐車場の使用許可を受けましたが、当該駐車場を使用するにあたっては、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則及び市の指示・命令を堅く守ります。

なお、名義人及び使用者が規定に違反し、又は使用料を滞納した場合は、連帯保証人において連帯の責に任じます。

つきましては、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例第34条第1項の規定により、連帯保証人と連署のうえ、請書を提出します。

年 月 日

(あて先)大町市長

| | | | | |
|----------------|---------------|--------|-----------|-----|
| 駐車場の 使用名義人 | 住 所 | 〒 | | |
| | 氏 名 | Ⓜ | | |
| | 電話番号 | 自宅 () | 携帯 | () |
| | 勤 務 先 | | 勤務先電話 | () |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 駐 車 場 使 用 者 | 使用区画 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 使用名義人 との関係 | | | |
| 連帯保証人 | 住 所 | 〒 | | |
| | 氏 名 | Ⓜ | | |
| | 電話番号 | 自宅 () | 携帯 | () |
| | 勤 務 先 | | 勤務先電話 | () |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 使用名義人との関係 | |
| | 極 度 額 | 円 | | |

注1 駐車場の使用名義人は、住宅の入居名義人と同一人にしてください。

2 連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、この請書を住宅の請書と同時に提出し、駐車場と住宅の連帯保証人が同一である場合は、印鑑登録証明書は必要ありません。

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第24号（第21条関係）

雇用促進住宅駐車場使用変更届出書

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
使用名義人 印
電 話 ()

下記のとおり駐車場の使用について変更したので届け出ます。

| | |
|-------------------------|-----|
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 住宅の入居名義人 (駐車場の使用名義人) | |
| 使用している駐車場 | 番区画 |

| 変 更 事 項 | 変 更 後 | 変 更 前 |
|-----------|---------|---------|
| 変更する自動車 | 使 用 者 | |
| | 登 録 番 号 | |
| | 車 名 | |
| | 排 気 量 | |
| 変更後の使用期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 変 更 の 理 由 | | |

添付書類 自動車検査証の写し

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第25号（第22条関係）

雇用促進住宅駐車場使用許可取消通知兼明渡請求書

第 号
年 月 日

様

大町市長 印

あなたは、大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例第37条第1項第 号に該当しますので、同項の規定により雇用促進住宅駐車場の使用許可を取り消し、明渡しを請求します。

- 1 使用許可を取り消す（明渡しを請求する）駐車場の区画番号 番区画
- 2 使用許可取消日 年 月 日
- 3 明渡請求日 年 月 日
- 4 明渡請求の理由

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第26号（第23条関係）

雇用促進住宅駐車場使用承継承認申請書

年 月 日

（あて先）大町市長

住宅 号室
承継人氏名 印
電 話 ()

次のとおり雇用促進住宅駐車場の使用の権利の承継を承認してください。

この申請書の記載内容が事実と相違ないこと及び申請者（使用しようとする者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約します。

申請者が暴力団員であることが判明した場合は、使用の権利の承継の承認がされず、又は取り消されても異議を申しません。当該承認後に判明した場合にあっては、速やかに駐車場を明け渡すことを誓約します。

また、申請者が暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関へ照会がなされることに同意します。

| | | | | | | |
|----------------------|------------------------------|--------------|----|------|----|-------|
| 承継したい 駐 車 場 | 所 在 地 | 大町市 | | | | |
| | 区 画 番 号 | 番区画 | | | | |
| | 氏 名 | 現入居者 との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 勤 務 先 |
| 現 入 居 者 | | 本人 | | | | |
| 承 継 し よ う と す る 者 | | | | | | |
| 駐 車 場 使 用 者 | 使 用 区 画 | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 承 継 し よ う と す る 者 と の 関 係 | | | | | |
| 承 継 理 由 | | | | | | |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第27号（第23条関係）

雇用促進住宅駐車場使用承継承認・不承認決定書

第 号

年 月 日

様

大町市長 印

年 月 日付の雇用促進住宅駐車場使用承継承認申請について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり駐車場の承継を承認します。

| | | | | | | |
|------------|--------------------------------|----------|----|------|----|-----|
| 承継を承認した駐車場 | 所在地 | 大町市 | | | | |
| | 区画番号 | 番区画 | | | | |
| | 氏名 | 現入居者との続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 勤務先 |
| 使用名義人 | | | | | | |
| 駐車場使用者 | 使用区画 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 使用名義人との関係 | | | | | |
| 手続期間 | 年 月 日まで雇用促進住宅駐車場使用請書を提出してください。 | | | | | |
| 条件等 | | | | | | |

2 申請の駐車場使用の承継は認められません。

| | |
|----|--|
| 理由 | |
|----|--|

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第28号（第23条関係）

雇用促進住宅駐車場返還届

年 月 日

（あて先）大町市長

返還者氏名 印

次のとおり駐車場を返還します。

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 住 宅 番 号 | 号 |
| 住宅の入居名義人 （駐車場の使用名義人） | |
| 返還する駐車場 | 番区画 |
| 返 還 年 月 日 | |
| 立会検査の連絡先 | 1 勤務先名 電話 () |
| | 2 自宅 電話 () |
| | 3 その他 電話 () |
| 返 還 理 由 | 1 住宅の返還 2 車両の処分 |
| | 3 その他 () |

大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

- 様式第1号 (第2条関係)
- 様式第2号 (第3条関係)
- 様式第3号 (第3条関係)
- 様式第4号 (第3条関係)
- 様式第5号 (第5条関係)
- 様式第6号 (第6条関係)
- 様式第7号 (第7条関係)
- 様式第8号 (第8条関係)
- 様式第9号 (第10条関係)
- 様式第10号 (第11条関係)
- 様式第11号 (第11条関係)
- 様式第12号 (第12条関係)
- 様式第13号 (第12条、第23条関係)
- 様式第14号 (第13条関係)
- 様式第15号 (第13条関係)
- 様式第16号 (第14条関係)
- 様式第17号 (第15条関係)
- 様式第18号 (第15条関係)
- 様式第19号 (第16条、第23条関係)
- 様式第20号 (第17条関係)
- 様式第21号 (第18条関係)
- 様式第22号 (第19条関係)
- 様式第23号 (第20条関係)
- 様式第24号 (第21条関係)
- 様式第25号 (第22条関係)
- 様式第26号 (第23条関係)
- 様式第27号 (第23条関係)
- 様式第28号 (第23条関係)